

避難所運営ボランティア スキルアップ研修 及び マッチングシステム の仕組み(考え方のたたき台)

スキルアップ研修	
研修実施者	○ボランティア活動の環境整備を図る観点から研修実施者を内閣府とし、内閣府の防災に関する研修の運営ノウハウ等を活かしていくこととしてはどうか。
研修内容、研修方法	○避難所運営支援に経験やノウハウを持つNPO(JVOAD)、ボランティアのマッチング等の調整ノウハウを持つ社会福祉協議会(全社協)、災害時に地域でボランティア活動を行う赤十字ボランティア(日本赤十字社)、防災士(日本防災機構、日本防災士会)、企業、その他の有識者等に、研修内容、研修方法等の企画立案、実施に協力いただく方式としてはどうか ※企画立案(研修内容、研修スケジュール、研修方法(座学、実地、オンライン等)等) ※実施(研修講師等)
都道府県との連携	○研修に関し、現場との関わりが必要となる事項は、都道府県に協力をいただくこととしてはどうか ・現場実地研修を行う場合の調整 ・研修参加者をとりまとめ
スキル認定	
認定するスキルの性格	○認定ボランティアは、研修を通して身に付けた避難所運営に必要な知識、ノウハウ等のスキル(いわばナレッジ)だけで災害専門ボランティア(マネージャー、アドバイザー、コーディネーター)としての役割を適切に果たせるものではなく、避難所の現場での地元避難者(住民)や関係者(自治体職員、その他支援者)との対人関係力(コミュニケーション力)、避難者の行動意欲を引き出すパートナー目線、行政と避難者との間に立つ客観的姿勢、避難所の現場での経験なども重要となる。 このため、認定するスキルについては、災害専門ボランティアとして最低限必要なものと整理し、その後の現場での対応力や経験量も踏まえ、マッチングを行っていく(不断に見直していく)必要があることを、併せて説明することが必要ではないか
スキルの認定	○スキルアップ研修を受講するだけでなく、身に付けたナレッジスキルを確認する試験を設けることとした方がよいか
スキルの認定者	○避難所運営支援に知見を持つJVOAD等が認定基準を検討、作成した上で、研修実施者である内閣府が、一定水準を満たした者を認定することとしてはどうか。
避難所運営ボランティアマッチングシステム	
当面のマッチングの行い方	○現在検討している仕組みは、現場の市町村や自主防災組織、自治会等において直ちに理解され運用されるものではないこと、またスキルを認められた者(以下「認定ボランティア」という。)は当面は少数であることから、まずは仕組みの運用を実験的に行っていく観点を持ち、当面、都道府県レベルで、この仕組みの活用に意欲のある市町村とのマッチング(当該市町村はさらに仕組みの活用に意欲のある自主防災組織等とマッチング)を行うこととしてはどうか ○都道府県レベルでは被災者支援に関する三者連携組織(行政、社協、NPO等)やNPO等の中間支援組織が組織化されつつある。また、この仕組みでの研修受講者の出身母体と想定される日赤、防災士会等も都道府県レベルでの組織がある。また企業や大学との調整は都道府県レベルの方が調整を行いやすいと考えられる。これらを踏まえ、こうした団体が、連携・協力して、マッチングを円滑にする体制(避難所運営に関する都道府県レベルのクラスター会議)を整えるようにしてはどうか
認定ボランティアのデータベース	○認定ボランティアのデータベースは、都道府県レベルで、マッチングに活用できるよう管理・運営されることが必要となる ○データベースについては、 ・都道府県社協が管理する(※)災害ボランティアセンター運営支援者のデータベース(※)を共用する方法も考えられる(※)市町村社協が管理するデータベースを都道府県社協が集約して把握・管理するもの ・市町村レベルでデータベースの方式等が異ならないよう、共通APIのデータベースとしていく考え方も重要である
広域でのマッチング調整	○災害時には、余力(空き)のある認定ボランティアが、運営支援が手薄な近隣や遠方の避難所で支援いただけるよう、市町村レベルでは市町村域内での、都道府県レベルでは都道府県域内での、国レベルでは都道府県域を超えた、広域でのマッチングを行うこともしてはどうか
マッチングシステムのPDCA	○マッチングが行われ、認定ボランティアが、平時からの避難所運営マニュアルの整備や避難所運営訓練への支援、災害時の避難所運営支援を行ったときは、当該認定ボランティアの支援活動の状況を、市町村(避難所設置・運営者)から都道府県レベルに(評価)報告し、マッチングの見直し等の運用改善に役立てるという仕組みをつくってはどうか
ボランティアの有償性	
基本的な考え方	○ボランティア活動は、市町村の業務(公助)の実施者として責任を有して行うものではなく、本人の善意・自発性に基づき、ボランティアの自己完結の原則の下、公的な対価を期待せず行うものというのが基本的な考え方。 (※)被災者等への支援物資の仕分け管理、配給といった市町村の業務(公助)を民間企業が行う場合があるが、これは企業が市町村業務の受託者として、公助実施者の責任を負いながら行っているものである (※)イタリアでは、プロボノのボランティアが、国(国の防災組織である市民保護局)の訓練を受けた後、登録・管理され、災害時には市民保護局の指揮の下、被災者支援活動を行い、最大7日分の日当、交通費、労災保険等を受けられる仕組みがある。イタリア※では、避難所運営はボランティアの業務とされ、いわばボランティアが公助の一翼を担う形となっていると考えられ、日本でいう善意・自発性に基づく自己完結のボランティアとは性格が異なるものと思われる。 ※ イタリアについては、以下の文献より整理 ・塩崎 賢明 研究紀要『災害復興研究』第10号〈報告〉イタリアの震災復興から学ぶもの pp.118-pp.124、2018年 ・内閣府(防災) 株式会社エーフォース 調査部門受託「令和元年度指定避難所等における良好な生活環境を確保するための事例調査」調査報告書
有償性の検討の方向性	○災害時には多くの業務を限られた人員で行うこととなる市町村が、業務全体の最適化を図る中で、避難所運営業務などについて、その業務に関し知見や能力を持つボランティアに、市町村業務(公助)の実施者として責任も持つ形で加わっていただく場合には、所要の経費を公が負担するような仕組みを考えられないか。